

長橋 孝典

刑務所出所者等の社会包摂アクションプラン

1 はじめに—犯罪をした者への差別感情

令和2年における刑務所出所者及び少年院出院者(以下「刑務所出所者等」とする。)は、合計21521人¹であった。政府は再犯防止推進法の下、これらの者が円滑に社会復帰できるよう必要な支援を切れ目なく行うことで社会に包摂されていくことを期待しており、国や地方公共団体だけでなく国民の理解を深めると共に民間団体等の協力を得ることによって社会全体で犯罪の防止を推進していくものとしている。

その中で、刑務所出所者等には、再犯防止推進法第3条において「犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する」とされている一方で、同条3項において「犯罪をした者等が、犯罪の責任を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力すること」が求められており、社会包摂を進める上での条件が付されている。

犯罪をした者が社会復帰し、健全な納税者となっていくことは社会全体の利益であり、刑事政策上、また人道上も望ましいものと考えられる。しかしながらその者達への差別感情を払しょくし、孤立から救う為には社会の側にもいまだ取り除くべき障壁が多く残っていることを忘れてはならない。

本稿は、次章で犯罪をした者の孤立の発生と過程を考察し、第3章で刑務所出所者等の社会再統合過程における障害を指摘した上で、第4章で諸課題に対するアクションプランを提言する。アジア刑事政策の旗手として、政府が掲げる「誰一人取り残さない社会」を実現するためにも、当事者・社会・政府の目指すべき形を明確に示したい。

2-1 孤立社会

戦後、日本の社会構造は大きく変化し、人々は孤立しやすくなった。一世帯当たりの平均人数はおよそ5人から2.21人へと減少し、単身世帯が占める割合は全世帯の38%を超える²に至っている。

都市部への人口流入と世帯数の増加は個人消費を喚起し日本の経済成長

¹ 令和3年版犯罪白書 受刑者の出所事由別人員、出院者出院状況・進路

² 昭和25年国勢調査及び令和2年国勢調査 人口、世帯、住居に関する結果

を支えたが、血縁者との関わりを減らし、地域社会を支えてきた人と人のつながりを希薄化させていった。

一方で、社会とのつながりが犯罪の原因となっているとすれば、平成 14 年をピークに犯罪の認知件数が減少していることとの齟齬が生まれるため、それぞれの事情により孤立しても、犯罪行為に及ばない者の方が多いことは予め断わっておきたい。

その中で、犯罪をした者の孤立とは何か。それは学校教育における逸脱に始まり、犯罪の認知、逮捕、勾留、及びその後の刑事罰等を通して、法令を順守する個人や集団とのつながりが断たれてしまう状態である。

2-2 学校教育における孤立

令和3年度、我が国における高等教育機関への進学率が83.8%³となる中、少年院の入院者では男女ともに中学卒業及び高校中退が6割以上を占めており、出院時に復学や進学が決定している者が1割に満たない⁴ことを考慮すれば、犯罪行為をした者、取り分け犯罪性の進んでいる非行少年の大部分は高等教育機関に進まなかったものと考えられる。

そして、刑務所新収容者数に対する中学卒業及び高校中退の割合がおよそ6割である⁵ことから学校教育への関わりと、その後の犯罪行為への関わりには因果関係があることが確認できる。

学校教育の効果がどうであるかは議論しないことにしても、そのブラックボックスを通る事は犯罪抑制要因として働き、そこを通過できない者が極めて高い犯罪リスクに晒される事実を摘示しておきたい。

学校教育に順応した多くの者が進学をして行く中で、できなかった者はどこに行ってしまうのだろうか。当然犯罪行為をせずに自己実現していく者も多くいるが、そこで生まれる不安と緊張は様々な逸脱や病理を必然的に発生させる負荷を備えている。

また、我が国のように規律の厳しい学校教育の環境下では、いわゆる校則違反等の逸脱も排除の原因となることから、進学を目指していく多数派の生徒はそこでの学習を通して、逸脱を否定的に捉える感覚を強化すると考えら

³ 令和3年度学校基本調査 大学・短大・専門学校等に進学した割合

⁴ 令和3年度犯罪白書 出院者出院状況・進路

⁵ 2020年矯正統計調査 新受刑者の罪名別教育程度

れる。

その中で犯罪行為に及ぶ者は、学校から強く忌避されることで居場所を失い、孤立またはいわゆる不良集団への帰属によって社会規範の学習機会を逃しているが、自身が不利な状況にあることに当事者は気付かない。

そして学校教育や社会が間違っているとすら考えるのかも知れない。人間には自身の行為を肯定しようとする無意識がしばしば働き、それが非難を受ける行為であればなおさらと言える。インターネットで世界中とつながり、知りたい情報だけを選んで知ることができ、同じような考えを持つ仲間を作りやすくなったこの社会では、犯罪行為を一度でも自己肯定してしまうと、そこから戻ることは容易ではない。

犯罪行為や学校教育における逸脱を端緒として孤立した者はその後どのような足跡を辿るのか。家に引きこもり、社会との関係を断って生活する者も一定数いるはずであるが、次節において犯罪行為を正当化し不良集団化する者を取り上げておきたい。

2-3 不良集団の原理

不良集団は言うまでもなくインフォーマルな集団である。暴力団対策法における広域指定暴力団等、公の監視下にある集団であっても、統制が取れているとは言えない。特に児童期にける不良集団においては目的や趣旨が定かでないものも多いことから一概に論じることは難しいが、そこに加入条件はなく、特定の犯罪や逸脱を肯定している（密告しない）という信義さえあれば所属できる場合が多いと考えられる。喫煙、飲酒、入れ墨、無免許運転等の非行少年によく見られる行為は、その者達が集団を意識するための通過儀礼として観察すると理解し易い。

児童期から不良集団に属する者は、犯罪行為を肯定する価値観の取入れを積極的に進め、その進度によって別の不良集団とも関係を作っていく。そして、違法合法問わず金銭獲得手段（人脈、知識、道具及び資金）をより多く持つ者が、持たない者を使役し、自身の地位を確立していく。

社会における多くの集団は、社会規範を遵守する個人や集団と関わることで恩恵を得ているが、不良集団はその特殊性から差別や排除の対象となってしまう、正当な取引が許されない状況にある。性風俗や飲食店、肉体労働など不良集団が合法的に利益を得るための方法は限られており、利益を拡大し

ようとなれば違法行為を増長しなければいけないが、そこでは犯罪性の進んだ者ほど行動選択の幅が広く、利益を得やすいという構造が見えてくる。

すなわち不良集団とは、犯罪や逸脱が原因して学校や地域社会から離脱又は排除された個人が、他者との心地良い関わりを求める中で発生する集団である。そして、公権力の統制から逃れ、Outlaw（法を守ることもなく、守られることもない存在）となりつつも、利益の獲得を目的として、広い社会と積極的に関わり続けるための居場所となっている。

2-4 孤立した者のその後

犯罪や逸脱が原因して学校教育から離脱した者であっても、安定した仕事の獲得や落ち着いた結婚生活など、社会人としての自立に成功した者は、犯罪に関わることをリスクと考えるようになっていく。それによって、不良集団との結びつきよりも、合法的な社会資源（危うい社会資源も多分に含む）にアクセスすることが増えていくことで、多くの者は健全な社会に包摂されていく。

一方で、犯罪行為を続ける者や新たに犯罪行為に手を染める者も存在する。その発生要因は、個人の特性としては欲求統制能力の低さが挙げられ、生活環境としては自身の逸脱や犯罪行為に適切な介入をする個人または集団との接触頻度の少なさが挙げられる。

それらの者は批判と孤立から逃れるために、同じような価値観を持つ仲間と共に凝集性を高め合ってしまう傾向がある。また、犯罪は成功すればコストを支払わずに欲求充足でき、魅力的な側面もあることから、犯罪を否定的に捉える機会が少ない者ほど違法行為全般への抵抗感が薄れ、巧妙化や悪質化していくものである。

また、少年院や刑事施設に長期間収容されることで親族や地域社会との関係は断ち切られ、それが短期間に繰り返されるほど、社会生活においては犯罪をする者としての立場が確立していく悪循環が生まれている。

再犯防止推進法における孤立の言説は、この点を指し示していると考えられ、犯罪をした者が行き着く刑事司法への係属は、社会に生きづらさを感じる者の孤立を救うチャンスと捉えることもできる。

そこで注目すべきは、刑務所出所者等は矯正教育や改善指導等を通して犯罪を否定的に捉える下地を持って社会に戻ってくるという点である。その瞬

間こそ最も有効な支援のタイミングと考えられるが、いまだ刑法犯検挙人員に対する再犯者率は49%と上昇を続けて⁶おり、チャンスをものにできていない現状が見えてくる。

法を遵守する社会勢力と、その反対勢力の間において、両価的な状態で漂流する刑務所出所者等からすれば、前者からの差別が強ければ孤立することや反社会勢力に居心地の良さを求めるであろうし、刑事施設そのものに居心地の良さを感じる者は再び罪を犯すのであろう。それらは法を遵守する人々の行動いかんによって大きく変化する可能性があることを示唆している。

3-1 社会復帰における障壁

平成28年に施行された障害者差別解消法は、障害者手帳を持つ者だけでなく、身体障害、知的障害、精神障害及びその他の心身の機能の障害を持ち、障害や社会的障壁によって日常生活や社会生活において制限を受けている者を対象としている。

同法によって、行政や事業者には不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が求められており、共生社会の実現に向けた動きは活発になってきている。

一方で、令和2年度の刑務所入所者及び少年院入院者において、精神障害を有すると診断された者はそれぞれ15.3%、28.2%⁷であり、刑務所では発達障害の診断がなされていないこと、少年院においては発達障害や知的障害が疑われても診断名が付されない場合がある事を勘案すると、刑務所出所者等には障害者差別解消法に重なる者が上記の割合よりも多く含まれていると推認する。

そもそも犯罪をした者は、差別や排除をされ得る価値観や過去を持ち、合法的な社会資源へのつながりが十分でないことから、社会生活上の制限を受けており、社会への包摂が阻まれていることは想像に容易い。

それは自己責任であるとの批判も否めないが、我が国の刑事政策が厳罰モデルから福祉モデルへと移行する中で、共生社会の一員として社会に包摂していくことの必要性を再犯防止推進法は示しているものとする。

⁶ 令和3年版犯罪白書 刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再反射率の推移

⁷ 令和3年版犯罪白書 精神障害を有すると診断された入所受刑者・少年院入院者の人員

そこで障壁（ハードル）となっていくのが「犯罪をした者等が、犯罪の責任を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力すること」という理念である。障害者差別解消法が当事者に前提条件を設けていないのに対し、再犯防止推進法は当事者が乗り越えるべき3つのハードルを示している。

分解すると①犯罪責任の自覚②被害者心情の理解③当事者の努力であり、矯正施設で実施されている矯正教育や改善指導の目的にも重なる部分がある。また、①と②は科学的知見に基づいた犯罪抑止要因ではなく、立法上の事情により掲げられているという指摘もできる。

しかし、犯罪をした者がそのハードルを越えてくることを社会の側が自明視することには危険がある。それが上手く進まない者は、犯罪をする意思がなくとも排除の対象となるからである。

犯罪をした者を健全な社会に包摂していくことは、孤立させるか野放しにするよりも犯罪を減らしていく効果があると考えられる。保護観察が終結すれば関係が断たれる現行制度にオプションを設け、犯罪をした者が上記①②③を涵養しつつ、自ら進んで社会との関係を保っていこうとするような施策が求められている。

3-2 ハードルを越える上での課題

少年院や刑務所では認知行動療法に基づいたプログラムを実施している。矯正研修所効果検証センターは、性犯罪者処遇プログラムを受けた者の再犯率は優位に減少すると報告しており、犯罪リスクは教育を通して変化することを示している⁸が、効果はどの程度持続するのであろうか。

その期間は人それぞれ違うはずであり、矯正施設を出た後の生活環境によって大きく差が出るものと考えられる。

その中で、安定した職業に就くことと住居を確保することは最も重要な課題であるが、刑務所出所者等の職業選択の幅は広いとは言えず、協力雇用主の5割以上が建設業⁹であることから、施設を出てからの仕事が特定の職業に集中している可能性を示唆している。

ある業種に犯罪性の進んだ者が凝集していくことの危険性は自明のもの

⁸ 刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析結果

⁹ 令和3年版犯罪白書 民間協力者及び団体

と考えられ、共生社会にはほど遠い現実がある。また、日給月給制や低賃金の職業では、真に安定した生活が得られたとは言い難く、本来であれば大企業や離職率の低い企業の参入こそ求められるものである。

また、入れ墨が社会復帰を邪魔することも往々にしてある。様々な事情で身体に刻まれた入れ墨は、その時点の犯罪リスクや人間性を表したものではないが、日本では根強い差別感情が存在しており、腕や手に入れた入れ墨は就職活動にも支障をきたす。法律上は制限できないものであるが、一部の公務員試験では身体検査が行われるなどしており、入れ墨が差別的な取り扱いを受けていることは否定できない。

その中で、国は何をしているのだろうか。政府は再犯防止の旗手として民間企業への雇用促進を求めつつも、自らは刑務所出所者等の雇用を進めてない。

刑期を終えた者、保護観察を終えた者にとって、最も安心して暮らせるのはどこなのだろうか。孤独に生きる日々か、昔と変わらぬ暮らしか、それとも新たな出会いに身を委ねるか。その中で上手くいかないことが続くと、平穩に暮らせる矯正施設へと帰りたくなる者もいるのかも知れない。

再犯防止推進法への解釈はそんな想いに寄り添う為にバージョンアップしていく時期がきており、課題解決に向けた実効性のあるアクションプランが求められている。

4-1 国による刑務所出所者等の雇用

法務省矯正局は、平成28年に刑務所出所者等を一般職員として採用した。¹⁰同時期には、少年鑑別所による保護観察対象者のトライアル雇用制度が試行されていたことから、国は刑務所出所者等であっても常勤職員として受け入れる準備が整ったものと考えられたが、それから6年以上が経過する中でも公表はなされておらず、その採用は当局の再犯防止推進施策の一環ではなかったことが明らかになった。

国は再犯防止推進施策として、協力雇用主への登録と刑務所出所者等の積極的な採用を民間企業に呼び掛けているにも関わらず、現状自らはその範を示せていないことになる。

¹⁰ 令和2年6月7日 朝日新聞朝刊

共生社会の理念に従い、全ての者を健全な社会に包摂していくなれば、犯罪をした者であっても国や地方公共団体が積極的な雇用を進めるべきである。

一方で、国民の批判や不平等感に配慮する必要もある。その点は、定期的な研修を通して被害者心情に寄り添う考えを涵養していくことや、被害弁償を継続していく為の補助を行う（被害弁償が完済されないことは刑事政策上大きな問題となっている。）ことで、説明責任を果たせると考える。

再犯防止推進法の理念に沿った犯罪からの離脱を進めていく為には、このような積極的なアクションプランが効果的と考える。

また、国家公務員の期間業務職員制度を活用すれば法的支障は少なく、その後の展開も考慮すれば、P F I 施設での勤務は実現可能性が高いものと考ええる。そして、一定期間の雇用後は、就労支援を受けて一般企業への就労に移行していくか、一般職員として採用試験に臨んでいくかに分かれていくこととなり、その立ち直りに向けたエピソードは社会に大きなインパクトを与えるものとなる。

しかし、そこで課題となってくるのは、一緒に働く者の心情である。誰しも自身の隣席に犯罪をした者が座ることを心地よく思わない。それを考慮すると、いかに刑務所出所者等の社会包摂が難しいか想像できるが、そこに取り込む社会の側にも、差別感情を払しょくする責任があることを確認しておきたい。

4-2 第2の専門家との協働

犯罪をした者が社会から忌避されるのは、その者達がそれまでに散々社会に迷惑を掛けてきたからである。多くの市民は不自由ながらも法を守って生活しているが、犯罪をした者は身勝手な理由で秩序を乱してきた。差別感情が生まれるのも当然である。

では、どうすれば差別感情を払しょくできるのか。それは、犯罪をした者の努力や立ち直りを多くの市民に認めてもらうことである。

近年、自身が刑務所出所者等であることを公表して、刑事施設出所者等を支援する者をしばしば目にしている。例えば、元暴走族総長がメガホンを取った映画は、各地の更生保護関係機関で上映され、矯正施設入所歴のある者が立ち上げた更生保護施設や自立準備ホーム、依存症離脱施設等はテレビや

新聞で度々取り上げられている。

その者達にはマルナの研究で示された、過去の犯罪に意味を見出し現在に役立てており、何らかの使命感や目的意識を持って、次世代に尽くしたいという「回復の脚本」¹¹が共通して見られる。

そして一度は孤立したものの、偶然か必然か、犯罪をしない社会に包摂され、長い時間を掛けて影響を受け続ける中で、それぞれが自身の経験を活かして社会への恩返しをしている。このような動機を有効活用することは、差別感情を払しょくし、再犯防止推進を加速させる大きな力となる。

矯正施設内で高卒認定試験に合格した者は、受験勉強を手伝うことができるし、その先には大学や専門学校への進学も見えてくる。入れ墨の除去手術をした者は、その経験を語ることができ、薬物依存から離脱した者も大勢いるであろう。

犯罪の専門家は、何も学校教育に順応し続けた者だけではない。犯罪をしてきた者の専門性を国が代弁することはできないが、国はこれら第2の専門家とつながり、同じ目的の為に協働することができる。

以上の理由から、これまでタブー視されてきた犯罪をした者と更生保護行政のつながりの強化と協働を推進することは、民間協力者の枠外にいた刑務所出所者等の社会参画を促進できるだけでなく、反社会勢力の人員を削ぐ等、費用対効果の高い施策と考える。

4-3 ピアサポーターの育成

各国に広がりを見せているハームリダクション（違法性ではなく有害性を基軸にした違法薬物使用に対する統制方法）の実践の中では、薬物使用当事者がコミュニティ連携体制の一翼として当事者参加することが称揚されつつあると平井は指摘¹²している。

我が国でも、日本ダルクが1980年代から当事者参加の治療共同体を続けてきており、それは依存症克服を目的としたフォーマルな集団と言える。

当事者の専門性を行政の統制下で有効活用するためには、刑務所出所者等の集団がフォーマル化するよう当事者団体の発足を促し、その運営及び協働を推進していくのが効果的である。この点は、各地方公共団体の方が機動性

¹¹ Maruna. 2001

¹² 平井. 2021

も高く、再犯防止推進法の理念にも適っていると考えられる。

すでにSNS等を通じて刑務所出所者等はインフォーマルにつながる土壌が出来上がっており、手を打たなければ新たな不良集団が発生していくおそれもあるが、大手通信会社やSNS事業者とも提携することで、不良集団を統制する様々な可能性も見えてくる。

そして、フォーマル化された当事者団体を、矯正教育や改善指導に積極的に参加させることで、当事者を継続的な認知行動治療の中に留め、受刑者等にはより良き人生のロールモデルを示すことができる。

すでに少年院では、薬物非行防止指導にダルクスタッフがピアサポーターとして参加しており、矯正施設内で見ると、問題を解決した先輩に憧れを抱く者は相当数いると考えられる。そしてその関係は、矯正施設を出た後も続ける余地を残しておくことで、孤立の中で悩み、どの道に進むべきか悩む者には第3の道を与えることとなる。

また、その様な施策を国や地方公共団体が進めていくことには相当な抵抗が予想されるが、PFI矯正施設を更に発展させ、民間矯正施設の設置が進めばその社会実験も容易になると考えている。

刑法改正により、新たな自由刑の姿が模索される中、法務省には犯罪をした者、そうでない者の双方から期待の眼差しが向けられている。

5 おわりに—地獄で生きること

地獄と言えは煮え湯や針の山、餓鬼の拷問に略奪がイメージされるが、犯罪をした者の生きる社会とはそれによく似ている。幼少期から殴り殴られ、奪い奪われ、逮捕されれば自由すらも制限される。それでも、地獄の秩序には慣れており、見知った仲間が住み、苦しみを紛らわす様々な手段も揃っている。

そこでは、善行を積んだ者の前に蜘蛛の糸が垂れてくることもあるが、それを登って地上へ行こうとする者の多くが途中で落ちてくる。風の噂に、地上では地獄から来た者は仲間外れにされると聞く。果たして地上は本当に楽園なのか。

本稿は、犯罪をする者の孤立をテーマに、発生論、過程論と共に課題と対策を論じてきたが、その目的は再犯防止推進法の理念を加速させ「誰一人取り残さない社会」を実現させることである。

犯罪をした者への差別を無くすことは難しい。だからこそアフーマティブアクション（積極的是正措置）が必要であり、その先鋒に国が立つことは正義たり得ると考える。

そこでは当然、被害者の存在や真っ当に生きてきた人々を斟酌しなければならないが、被害弁償を完遂させる制度や定期的な研修制度を取り入れれば国民の理解を得られ、課題となっている被害者支援も大きく前進するはずである。

また、民間事業者の目的は利益の拡大であり、国が専売特許としてきた矯正施設や保護観察事業を民間に開放していくことで、様々な隙間を埋める担い手が現われ、企業努力によってより良きサービスが生まれてくることも過去の国有事業民営化を通して経験している。

刑事政策の見直しは、いずれ国民や国会の注目となる。その日が来ることを見据えて本稿を上梓し、全ての社会の明るい未来を期待する。

文 献

法務省（2021）令和3年版犯罪白書

法務省（2020）刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析結果

Maruna, S. (2001) *Making Good: How Ex-Convicts Reform and Rebuild Their Lives*, American Psychological Association (津富宏・河野荘子訳、2013『非行からの離脱と「人生のやり直し」元犯罪者のナラティブから学ぶ』明石書店)

文部科学省（2021）学校基本調査－令和3年度結果の概要

岡邊健・平井秀幸ほか（2021）犯罪・非行からの離脱ちとせプレス 1-28, 223-254

岡邊健ほか（2014）犯罪・非行の社会学、有斐閣ブックス

総務省（1951）昭和25年国勢調査、（2021）令和2年国勢調査